

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人白百合会

社会福祉法人 白百合会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人白百合会（以下「法人」という）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(理事長報酬)

第2条 法人の理事長に対しては、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額60,000円とする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、その他これらに類する会議等に出席した場合は、下記の通り報酬を支給する。但し役員等が法人職員である場合は、これを支給しないものとする。

従事した時間	一回につき
4時間未満	5,000円
4時間以上	10,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が会議等に出席した場合は、その都度出席に要する費用（宿泊費、交通費等）を旅費支給規程に基づき支給する。但し役員等が法人職員である場合は、これを支給しないものとする。

(支払い方法)

第5条 第2条に定める報酬は、毎月末日までの分を当月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

2 第3条に定める報酬は、理事会等により、その支給日を定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は平成22年2月1日から施行する。
- 2 第3条に規程する役員等の報酬は当分の間支給しない。
- 3 この規程は平成29年4月1日に改正施行する。